



お知らせ

資料提供先	県政記者クラブ 県政記者会 県政滝町記者クラブ
-------	-------------------------------

道路構造物の損傷状況を現地で確認します！

～^{こうやま}高山トンネルの点検状況を公開～

当事務所では、トンネル等の重要な道路構造物について、損傷・劣化等を把握するために定期的な点検を実施し、効果の高い維持管理を実施するための修繕計画を策定し必要に応じた補修・補強を実施しています。

この度、^{こうやま}高山トンネルにて国土交通省職員及び自治体職員によるトンネル点検を実施します。

構造物の維持管理の重要性を広く一般にご理解いただくため、現地における「点検」を報道機関の皆様にご公開し、担当者が現地にて説明致します。

■実施内容

- 実施日時 : 平成24年11月6日(火) 14:30～15:30(予定)
- 実施概要 : 別紙-1のとおり
- 実施場所 : ^{さんようおのだしはぶ}山陽小野田市埴生 ^{こうやま}国道2号高山トンネル(上り)
- 集合場所 : ^{こうやま}高山トンネル西側(距離呈511K560付近) 電気室駐車場
- 点検方法 : トンネル点検車や徒歩による近接目視、打音点検

※報道機関用の駐車スペースとして4台用意しています。

※電気室駐車場へは下関側からのみご入場ください。厚狭側からお越しの際は、西側高架下でUターンしてお入りください。

■問合せ先

国土交通省 中国地方整備局 山口河川国道事務所
副所長(管理担当) ^{まつむら}松村 ^{まもる}守
【担当】道路管理第二課 ^{やまだ}山田 ^{しんご}晋吾
電話番号(0835)22-1785(代表)

■広報担当

計画課長 ^{ふじはら}藤原 ^{いさお}功

山口河川国道事務所ホームページアドレス

<http://www.cgr.mlit.go.jp/yamaguchi/>

こうやま
高山トンネルの点検の実施要領について

1. 主 旨

当事務所管内では、平成 24 年 10 月 1 日現在、トンネル 39 箇所を管理しており、37 箇所のトンネルについて点検・診断を終了しております。

この点検・診断済みのトンネル 37 箇所のうち、16 箇所(約 41.1%)は速やかに補修を行う必要のあるトンネル(a 判定)と判定し、その点検・診断結果に基づく早期補修の予防保全対策に計画的に取り組んでいるところです。

今回の点検対象トンネルである「高山こうやまトンネル」は平成 19 年度に 1 回目点検を実施して、b 判定(計画的に点検して対策を実施)と診断されています。

トンネル等の重要な道路構造物について、損傷・劣化等を把握するために定期的な点検を実施し、効果の高い維持管理を実施するための修繕計画を策定し必要に応じた補修・補強を実施しています。

2. 実施日時 平成 24 年 11 月 6 日(火) 14:30 ~ 15:30 (予定)

3. 実施場所 さんようおのだしはぶ 山陽小野田市埴生 こうやま 国道 2 号高山トンネル(上り)

4. 集合場所 こうやま 高山トンネル西側(距離呈 511K560 付近) 電気室駐車場(次頁参照)

※報道機関用の駐車スペースとして 4 台用意しています。

※電気室駐車場へは下関側からのみご入場ください。厚狭側からお越しの際は、西側高架下で U ターンしてお入りください。

5. 点検方法 トンネル点検車や徒歩による近接目視、打音点検

6. 集合場所および実施詳細

集合場所：電気室駐車場

東側からお越しの場合のルート

点検対象：高山トンネル

スケジュール

- 14:30 現地集合
- 14:30～資料による説明
- 14:50～近接目視
(高所作業車使用、2班に分かれて実施)
- 15:10～意見交換
- 15:30 解散

集合場所：高山トンネル西側(2号 511K560 上り付近) 電気室駐車場
当日は追突事故防止のため、下関側からの進入駐車とします。

7. 点検実施トンネルの概要

○高山トンネル

位置：一般国道2号(距離標 510k870～511k480 付近) 山陽小野田市植生

建設年次：平成15年(建設後9年経過)

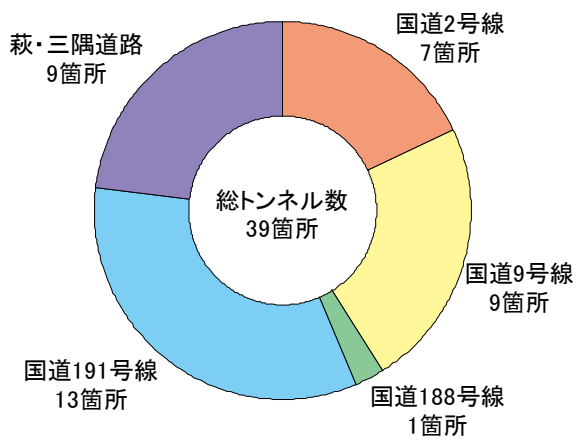


トンネルの現状と
その取り組みについて

平成 24 年 10 月
中国地方整備局
山口河川国道事務所

山口河川国道事務所管内のトンネルの現況（参考資料）

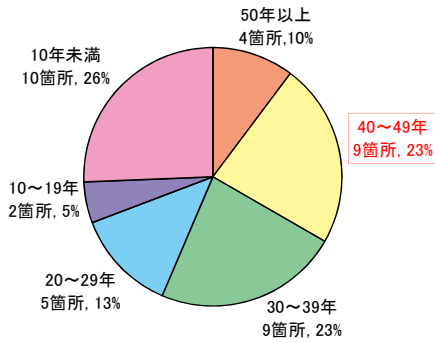
1. 山口河川国道事務所管内のトンネル箇所数



（平成24年10月1日現在）

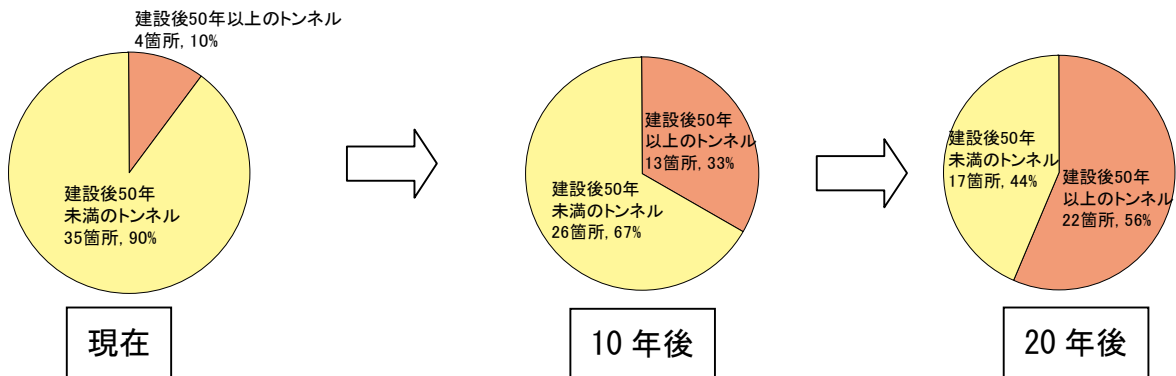
場所	路線延長(km)	トンネル箇所数	トンネル数/10km
山口県内	460.3	39箇所	1箇所

2. 経過年数別トンネル箇所数（平成24年10月1日時点）

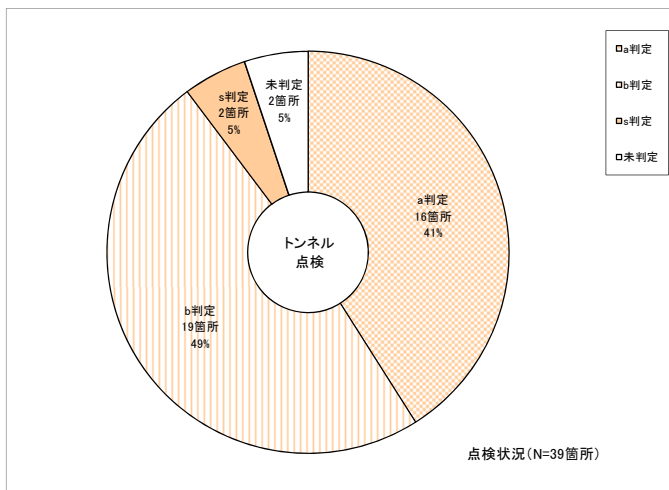


**建設後 50 年以上の
トンネル箇所数**

現在 10% → 20年後 56%



3. 対策区分別のトンネル箇所数（平成24年10月1日時点）



定期点検判定

トンネル点検	判定区分	判定内容
	a	変状が著しく通行車両の安全を確保できないと判断され、応急対策を実施した上で補修・補強対策の要否を検討する標準調査が必要な場合。
	b	変状があり、応急対策は必要としないが補修・補強対策の要否を検討する標準調査が必要な場合。
	s	変状はないか、あっても軽微で応急対策や標準調査の必要がない場合。

トンネル点検結果に基づき点検頻度を決定。
a: 2年に1回程度
b: 2年に1回程度を原則として、標準調査の結果、点検間隔が延ばせると判断した場合は5年に1回程度
s: 5年に1回程度